

特集

「ほの里 かみのかわ」をめざして 上三里町図書館

町立図書館では、遠くて図書館をなかなか利用できない子どもたちにも本を届けられるような事業を行っています。また、「たぐさんの本に出会ってほしい」という思いで、図書館員・学校司書は子どもたちの読書の応援をしています。今回ほの里のような事業を紹介します。

☆かみのかわ図書ネットワーク事業☆

読みたい本が自分の学校にない時などは、図書館や他の学校から借りられます！

町内の小中学校の図書室と

町立図書館のパソコンをネットワークでつなぎ、本の検索や相互貸借により、資料や情報の共有化、財政の効率化を図るための事業です。

町立図書館を中心とした学校図書室が一体として読書環境を整備するためのこの事業は平成18年度から始まりました。現在では、図書館や学校間の貸借本の配達などのため、図書館の巡回車「なかよし号」が週2回各学校を巡回しています。また、5名の司書が各学校を巡回し、読書相談などに応じています。



☆「なかよし読書カード」による貸出事業☆

小中学校に在籍中のお子さんと同居されているご家族の方でしたら、図書館にお越しになりながらも本の貸出・返却ができます。どうぞご利用下さい。

図書館資料の貸出・返却などを行う奉仕拠点（サービススポット）の設置された町内小中学校に通つてくるお子さんを通じて図書館の本を貸し出しする事業です。

図書館で「なかよし読書カード」を発行後、読みたい本を図書館へ申し込むと、週2回巡回している「なかよし号」で学校に配達し、お子さんに渡します。返却は、お子さんが学校へ返却すると、巡回車にのせて図書館に返却になります。（利用の条件など詳細は、図書館まで）



上三川町立図書館への指定管理者制度導入に関するご意見ありかどりどりこおわ

平成21年2月から5月末日までに図書館への指定管理者制度導入について、次のように意見などがあります。それに対する町の考え方を併せてお知りせしむ。

指定管理者制度とは?

多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、図書館などの公設の管理に民間事業者などのノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に、平成15年の地方自治法改正により創設された制度です。

①「この制度のメリット、デメリットは?」

○メリット
「多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者などのノウハウを活用しサービスの質の向上を図る」「経費の縮減」です。

●デメリット

「指定管理者からの実績報告などによる状況把握が主になら」となどです。

②「導入するのであれば、現在の住民サービスの水準を維持することが条件」

本町の特徴的なものとして図書ネットワークシステムが町内各小中学校と構築されており、有意義に機能して

います。そのほかサービスポイント事業や「ブックスタート事業など種々の事業に取り組んでいます。

指定管理者の募集の際は、「れいの現状の事業を募集要項、仕様書に盛り込み、継続して今までの事業の現状以

上の住民サービスを期待できる団体、事業者を指定管理者として候補する予定です。

③「経費縮減だけの目的で、導入しないでほしい」

現段階では、経費削減の明確な数字をあげることはできません。

経費については、現状の図書館の管

理・運営費及び図書館職員などの人件費をもとに年間指定管理料の予定額を定め、団体・事業者からの事業提案に基づく事業費・人件費を含んだ経費と予定額を勘案して、指定管理料を決める予定です。

団体・事業者の選定審査に関しては、事業計画書などを重点的に審査し、本町にあつた団体を指定管理者として選定します。

④「図書館には指定管理者制度ははじまない気がする。」

県内でもすでに平成19年度から導入した大平町を皮切りに、3市2町の自治体が実施しています(6月1日調べ)。各図書館とも入館者数や貸出冊

数なども伸びており、サービス面も充実した運営を行っているようです。

⑤「市民からの意見は、どのように反映されるのか?」

指定管理者制度導入により、従来のサービスを受けられないのではないかとの意見が多いのですが、皆さまからの意見は指定管理者募集要項など取り入れて、本町の図書館のさらなるサービスの向上につながるよう努めています。

⑥「現在、折り紙を教えてもらっているが、指定管理者になるとなるのか?」

図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し提供するとともに必要な事業を行い、町民の文化、教養、調査研究、レクリエーションなどに役立てることを目的としています。赤ちゃんから高齢者まで町民すべての生涯学習の手助けをするなど、豊かな地域文化を創造する施設です。

町民の皆さん方が、より本に親しむことができるような行事を行い、図書館への一層の関心と利用の拡大を図るために事業の一環として、現在は折り紙などの教室や講座などを実施しています。また、本とふれ合おうとする主題をもつ団体にも会場として場所を提供しています。

指定管理者制度導入後も、個人情

報の保護、施設の有効活用、効率的な管理による経費の縮減を図るとともに、町民の生涯学習推進のため、図書館事業のやさしい充実につながるよう努めていきます。

指定管理者を募集します!

▼対象施設

上三川町立図書館

▼業務の範囲

① 対象施設の設置目的を達成するための必要な業務

② 対象施設の維持管理に関する業務

③ その他教育委員会が定める業務

▼指定期間

平成22年4月1日～

平成27年3月31日まで

▼募集要項の配布及び申請期間

①配布期間 8月5日(水)～

②申請期間 9月1日(火)～

8月25日(火)

9月25日(金)

※配布・申請期間とも図書館の開館時間になります。

▼申請書類提出先及び問い合わせ先

町立図書館 ☎ 56-7825